

〔講演〕

地球時代：これからの教育をどう創るか 提案 堀尾輝久

みやぎ教育文化研究センター設立 30 周年記念シンポジウム

(2024・6・8 フォレスト仙台)

1 はじめに 中森（孜郎）さんのこと 憲法無視、政治の荒廃の現在

初代代表の中森さんは大学時代からの仲間でしたから、私のみやぎ教育文化研究センターとの付き合いは長くて、創立の時にも招かれ、それ以来、どういふ活動をするのか大きな期待を持ってきました。30年ということで、今日またお招きいただいて、本当にありがとうございます。

現在の私が考えていることは2つ。1つは子どものこと、もう1つは平和のことです。この2つの課題を軸に、子どもの権利の問題、そして憲法の問題を考えてきました。しかもそれを自分の生き方と重ねながら考えてきました。

今日は研究センター30年ということで、自分の人生と重ねて話を始めると、中森さんと私の関係が大事なのです。若い人は、それこそ戦争を知らない世代ですが、私たちの子ども期、青年期は戦争と重なっています。私もそうですが、中森さんはまさに16歳で少年航空兵になり、特攻隊として死ぬことを覚悟して戦場にいたわけですね。中森さんはこう回想しています。「松山中学3年の時歴史の先生から中国戦線に勇敢に戦って戦死した杉本五郎中佐の遺書『大義』を読むよう勧められ、その本に強く影響を受けた私は、早くその『聖戦』に参加してお国のために役立つようになりたいと思うようになりました。そして4年間の卒業を待たずに「天皇のため」「聖戦」なのだと思い込み、死を恐れぬ心境に染まって、海軍の予科練に入隊したのでした」。

私たちにとって少年航空兵は憧れの的でした。中森さんは6歳年上ですが、戦後の苦悩のなかでの大学入学は遅く、中森さんと私は大学で一緒でした。

私は九州小倉生まれ、小倉育ちです。親父は日中戦争が始まってすぐに動員されて中国で戦病死し、私は小学1年から「誉の家」の子どもとして育っているわけですね。「誉の家」というのは、家族から

戦死者が出た家のことで、僕の家は玄関先には「誉の家」というのが貼ってありました。その家の少年は、当然「誉の家」の子にふさわしい少年になるということで、つまりそれは軍国少年になるということでもあるわけですね。「赤い血潮の予科練の／七つボタンに桜に／今日も飛ぶ飛ぶ霞ヶ浦に／でっかい希望の雲が湧く」という歌。これを僕は小学生の時に、少年航空兵に憧れてみんなで歌っていました。そういう時代があったわけですね。中森さんは少年航空兵になった。私は陸軍幼年学校（軍のエリート養成学校）を受験しようとしていたのです。

敗戦、軍国少年の、戸惑いと苦悩、思索と反省のうねに、いまの私たちがあるのです。ともに平和と教育の研究と実践の道を選んだのです。（宮城教育文化センターの作った冊子『中森孜郎 人生とその功績 97歳を祝って』2024 参照）

今、私は「時代があった」と言いました。しかし、今の時代はどうなのだろうと改めて考えざるを得ない状況になっている。憲法があるにもかかわらず、これだけ軍備を増強し、そして日米同盟を強化するというで軍事同盟を強化している。そんなことは、そもそも憲法違反なのです。だけでも今の政治家たちは、まさに憲法を無視し、他方では法律に従えということを繰り返しながら、軍備拡張を続けている。民主主義を踏みにじっている。しかもその裏側では裏金づくりで、政治的には全く荒廃している。これが今の時代です。

2 平和の準備と子どもの未来世代の権利

「平和のためには、戦争の準備をしろ」と、古代からずっと言われ続けてきた。そして第一次、第二次世界大戦という悲惨な戦争の後は「平和のためには、平和の準備をしろ」、これが世界の共通認識になったのです。

今、私たちは「平和のためには、平和の準備をし

ろ」という言葉を、新しい言葉のように言っていますが、実は第二次世界大戦が終わり、国連憲章ができ、新しく平和を作らなければいけないというその時の思いは、まさに「平和のためには、戦争の準備」ではなくて、「平和の準備をしろ」ということでした。学生時代、憲法や国際法の時間に先生方もそういうことを強調していました。先生が黒板にラテン語で書いて、僕はラテン語を知らないけれど、それを書き写し、ラテン語で覚えているのです。「平和を望むならば、戦争の準備をしろ」(Si vis pacem, para bellum)、ではなく「平和を望むならば、平和の準備をしろ」(Si vis pacem, para pacem) と。

1945年、戦争が終わり、日本は原爆の被害も受け、そして新しい平和の秩序を作らなければいけない。国連憲章ができ、日本国憲法が生まれる。まさに「平和のためには平和の準備をしろ」、これがあの時代の共通の認識でもあり、表現でもあったのです。

戦争は必要悪ではなく悪だ、違法のものだという認識と運動が第一次大戦のあとアメリカの市民運動として広がりJ. デュニーも参加します。彼は大戦への参加を主張し、女性解放運動家のジェーン・アダムズに批判されていたのですが、戦後、戦争認識を変え戦争違法化運動(outlawry of war)に参加したのです。ヨーロッパでも平和運動が広がり、1928年不戦条約が成立するのです。

第2次大戦後、日本の憲法九条を発意したのは、時の首相幣原喜重郎です。彼は平和外交として知られた外交官で、不戦条約前後の外務大臣でした。満州事変では関東軍と対立し下野するのです。彼は国際的な戦争認識の変化を知る外交官でしたが、原爆を体験した日本の首相として、非戦の思想を深め、マッカーサーに伝えたのです。詳しくは私の本『地球時代と平和への思想』(本の泉社 2023) に書いてあります。(なお“DVDしではら” 2024は監督・斎藤勝、私が監修・解説者で文部省選定となりました。)

しかし残念ながら、その後の日本の政治や世界の動きは、依然として地域的な戦争に続く戦争が絶え間なく、そしてウクライナの問題、ガザの問題、イスラエルの問題になっているわけです。まさにまた核戦争にもなるかもしれないというような恐怖感の下で、今現在がある。数字をちょっと紹介しますと、ガザで殺害されたのは4万5000人、うち子どもは1万3800人という数字が国連関係から報告(24、

6、一現在は死者5万2000人超)されています。そして、殺害された女性は1万人を超す。その女性が殺されて死んでいくとどうなるか。子どもたちは遺児になるわけです。母親が亡くなって子どもたちは路頭に迷うことになる。この短期間にガザで孤児になった子どもが1万9000人。イスラエルの兵士が何人死んだかという報道は何もない。ガザの市民たちは反逆もできないわけです。一方的にパレスチナの死者数だけが報道されるような状況なのです。

僕は子どもに関心を持っていますから、一般的に戦争の犠牲者がこうだという数字だけではなくて、その実態として女性がこうで、子どもはどうという数値もきちんと見る、そういう見方が必要です。本当は数字だけでなく、一人一人に名前があるのです。孤児になった子どもたちは命を救われても、その子どもの‘現在’は奪われているわけです。子どもらしさ、子どもらしい生活、僕は子ども期、「豊かな子ども期を」と子どもの権利条約などで主張しているわけですが、孤児になった子どもは豊かな子ども期を奪われているわけです。ということは、その子どもにとっての豊かな‘未来’も歪められているということです。だから戦争の犠牲になる子どもは、命の安全だけではなくて、生き残ったとしても、その生き残っているその子どもの現在はどういう悲惨な状況なのか。さらにその未来はどうなのか。子どもの未来の権利も奪われているのではないか。

子どもの権利の思想は、さらに子どもの未来の権利そして未来世代の権利の思想に発展しています。この未来世代の権利というのは、今の子どもたちは大変だ、大変だと大人たちは言うけれど、実はその大人たちが、現在の子どもの生存、生活を守れない状況を作り出している。そういう責任があるのではないか。だから平和の問題も、子どものために平和が大事だという視点を、さらに、それを作る責任というのが大人たちにある。未来世代の権利を守るのは、今の私たち世代の責任なのだ。その中心には平和への権利がある。こういう仕方では、実は子どもの権利思想も展開しているわけです。子どもの権利と未来世代の権利、未来世代への責任の宣言、そして平和への権利宣言が国連でも出ているわけです。

付け加えて言うと、国連で子どもの未来世代の権利宣言を出そうと言ったのはジャック・イブ・クストーというフランスの元海軍の軍人で、彼は海に潜り、アクアラングを発明した人です。そして海の神

秘を初めて世界に伝えた。ところがその海が汚染されていることに気がつくわけです。沖縄の近くのサンゴ礁の海も、痛んでいると彼は報告している。そしてフランスのムルロア環礁での水爆実験に対しても強烈に反対します。彼は、それまで政府筋とも結構仲が良かったのですが、あらゆる政府の役職を辞める。そして抗議する。そういうことをした人です。だから環境問題を考える場合に、この人の名前はぜひ覚えておいてほしいと思っています。

3 9条地球平和憲章の会、安保法制違憲訴訟

私たちは考えるだけではなく運動をしなくてはなりません。九条の精神を地球規模で広げていく必要がある。九条を守ると言っているけれども、守るためには世界の人々に理解してもらい、そして世界に広げなければ守れないという思いがあって、2016年に‘九条地球平和憲章の会’を作りました。ちょうどその前年、安倍内閣の下で安保法制が強行されるわけです。それまでも自民党政治が憲法をなし崩し的に変えてきたという経緯はありますが、安倍政権になってからのなし崩し改憲なるものは、本当にひどい。なし崩しでなく、いまや‘積極的平和主義’（安倍首相）の名のもと、集団的安全保障、そして敵地攻撃をも可能にしようと、現実を抜本的に変えながら、憲法だけはまだ変えていない。ならば憲法を変えなくてはと岸田首相も言っているわけです。つまり現実と憲法の理念と重ねれば、現実とは明らかに憲法違反なのです。

安保法制が強行された後、私たちは、これはおかしい、憲法違反だということで訴訟を起こしました。安保法制違憲訴訟というのですが、私はその原告の一人です。そして東京地裁、東京高裁で証言をしました。ところが裁判所は憲法違反かどうかは判断しないのです。それは日本の裁判制度の問題ですが、裁判では安保法制が強行されたことによって「私」の権利が侵害されたということを論証しなくては裁判にならないのです。

因みに、1960年代に、歴史学者の家永三郎さんは、ご自身が執筆した高校日本史教科書が検定不合格となり、教科書検定制度は違憲だと訴訟を起こそうとしました。家永さんは、こんな教科書制度でいいのかということを問題にしたのですが、裁判は執筆者

の学問の自由が侵されているかどうかという提訴しかできない。日本の裁判というのはそういうところがある。だから、私の安保法制の裁判では幸福追求の権利が侵害されたのだという訴訟になるわけです。ですから論の立て方は、私は軍国少年として育ち、戦後は平和の問題をずっと考え、教育研究もそれに沿ってやってきた。そういう自分からすれば、安保法制は自分の幸福追求の権利侵害に当たるから憲法13条違反だとなるわけです。でも、本来は自分の権利が侵害されているから訴訟を起こしたわけではないので、僕は、訴状でも自分の権利侵害だとずっと書きながら、最後にこれは私権の侵害への私憤だけではなくて公憤でもあると書いたのです。しかし裁判は、〈公憤は問題にしていない。あなた個人の問題が対象だ〉という判決になるわけです。だから裁判は、私憤がどこまで根拠があるかなのです。判決は、私憤について、お前はそうかもしれないけれども、一般の人から見れば、そういうわけでもないのではないか。だから、国に損害賠償を求めることはできないという判決になる。これは全国20何か所で訴訟が起って、原告は2000人を超えているのですが、軒並み同じような判決が出ています。原告の私たちは憲法違反だということを裁判所に言わせたいのですが、裁判所は、それは云わない、云えない。云えば憲法違反と判断する以外にないからです。裁判はまだ延々と全国的に進んでいます。みなさんも安保法制違憲訴訟という裁判がまだ続いているということは、ぜひ知っておいてください。負け続けではありますが、同時に裁判所は一度も憲法判断をしていない。原告が要求しているのは憲法判断なのですが、裁判所は憲法判断をしていない。これが今の、いわば政治と裁判に関わる状況なのです。

先の家永教科書裁判の時には、私は原告ではなくて、専門家としての意見を裁判所で陳述しました。その時は、検定によって歪められた教科書を使わせることは、子どもたちの思想信条、真実を知る権利を犯すことになるという趣旨で論証したのです。つまり、教科書検定は子どもの人間的な成長・発達、そして学ぶ権利を犯すことになるのだと。この「学習権の侵害」という言葉を裁判長は、非常に興味を持ったのです。つまり憲法学者がいろいろ証言するよりも、教育の現実、子どもの視線に立って論理を組み立てた私の論証に興味を持ってくれたのです。杉本裁判長は、私は69年の2月に1回陳述

をしたのですが、もう1回やりましょうということで、2週間後にもう1回おこなって丁寧に話を聞いてくれました。そして杉本判決では、子どもの成長・発達、そして学ぶ権利という言葉が出てくるのです。これは本当に嬉しいことでした。そして家永さんが勝つわけです。それまでも子どもの権利、そして学習権という主張を私は研究を通してずっとしてきた。でも文部省は、今どき学習権なんて言っているものがあるけれど、そんな権利はどこにもない。そういうことを言っているものの話は眉唾ものだと言っていたようです。そして僕は、文部省に睨まれていた。僕はまだ30代の若い研究者でしたが、それが法廷で証言し、杉本判決文の中に‘学習権’が書かれる。これは研究者が論文に書いたということとは違うわけです。判決の中に学習権という言葉が出てきたことは、私にとって大きな喜びでしたが、私だけでなく子どもにとっても、それから親たちにとってもすごく大事な判決だったのです。杉本判決が出た後、70年代の初めは国民教育研究運動がずっと広がりました。統制が強化されようとする動きに対する反論や反対運動も国民的な広がりを持った。教職員組合もまだ元気でした。

私がしてきたことを振り返ると、いろんなことがありましたが、教科書裁判で学習権が杉本判決に出てきたことは大きな喜びでしたし、研究者として、この上ない光栄を感じています。その後、文部省は学習権が最高裁学テ判決にも出ているので否定するわけにはいかず、今では文部省も学習権ということを出しています。そうすると今度は、学習権はあるけれども、それを保障するのは文部省だというような議論をするわけです。(参照、堀尾『新版教育の自由と権利』青木書店 2002、『人権としての教育』岩波現代文庫 2019新版)

4 奈良教育大附属小問題と子どもの権利

奈良教育大のことはみなさんご存知でしょう。奈良教育大の附属小学校の先生たちが、学習指導要領に従って授業をしていないということで、22人が配置転換を言い渡されている。これが奈良教育大附属の問題です。この奈良教育大附属は、先生たちが子どもに向き合いながら集団で教育の中身を作ってきた。そういう実践をしてきたわけです。それに対する批判が、文科省と教育委員会、それからもう一つ

自民党の教育部会、その辺りから出てきた。指導要領を使わない教育実践をするのは法律違反だという議論になっているわけです。しかも附属校ですから奈良教育大の学長が絡んでいる。

学習指導要領に従っていない授業をしていることが、こういう仕方の問題になること自体、これは附属だからということではなくて、日本の教育全体の今に始まったことでない問題があるわけです。既に1958年の指導要領改定から、いわゆる「試案」がなくなり、文部省は時に応じて法的拘束力を持っているんだということを言ってきました。

しかし、教育法学的にその根拠はどこにあるのかということを問い詰めると、根拠がはっきりしないという状況です。今回は奈良教育大附属の問題を通して、やはり指導要領に従えということを文科省、教育委員会の筋で、それから学長もそれに絡んでいる。しかしこれは奈良教育大附属という問題を越えて非常に大きな問題としてはね返ってくる問題です。だからぜひ関心を持っていただきたいし、学習指導要領をどう考えるのか、子どもと向き合い教育内容を作る教師の責任をどう考えるのか。奈良教育大附属は、教育内容も子ども一人ひとりとの関係の中で子どもと一緒に作ってきたのです。それだけに苦勞も多いし、喜びも大きかった。そして教師としての誇りも、そこにあったわけです。

ところが、そういうことはしなくてもいい。指導要領に従ってやっていればいい。赤本に従ってやればいいんだというようなことに、現状はかなり進んでいる。確かに楽は楽だけれども、子どもにとってどうなのか。それから教師としての誇りという視点から考えたら、これはどうなのかと、この問題は子どもの権利と教師の専門性に関わる非常に大きい問題だと思っています。

5 子どもの権利条約の普及と発展

今、私が取り組んでいる大きな問題は、子どもの権利条約をどう根付かせ、どう発展させるかということです。ちょうど1994年に日本政府が批准して、それから30年たっている。ですから今年は、子どもの権利条約についてもいろんな地域での取り組みが報告されています。子どもと向き合っている地域と先生方、あるいは職員の方、父母、そういうみなさんが、今の子どもの状況をどう見ているかという基

礎報告を出して、それを統一報告書としてまとめてジュネーブに持っていくという取り組みです。宮城のこの研究センターも地域の子どもの状況、権利の視点から報告いただければ、とてもありがたいと思っています。

私自身は、これまでジュネーブに4回行っています。今度は、もうジュネーブに行けそうにないので代表を降りて共同代表になりましたが、子どもの権利条約ができたから子どもの権利と言ってるわけではないということを含めて、子どもの権利とは何なのか、子どもの権利と人権との関係はどういうことなのかについて、これまで書いてきました。『子どもを見直す』岩波書『子育て教育の基本を考える』童心社、『人権としての教育』岩波書店）私は、教育思想研究者として仕事をしてきました。とりわけヨーロッパの思想史、教育思想史でルソーなども読み込んできた一人です。そういう視点からすると、子どもの権利に関して、子どもの発見と子ども期の権利の主張というのは近代の人権思想の裏側であることは間違いなく、人権思想ができたから子どもの権利が当然に生まれたという話ではないのです。人間が人間である権利の主張、これは18世紀の人権思想です。それに重ねて、子どもは人間である、そして子どもである。大人ではない子どもである。この「子ども期の発見」が、子ども期の権利の軸になるわけです。それはルソーやヴィクトル・ユーゴーから学んできたことでもあるのです。彼は〈ヨーロッパの平和のためには武器はいらない。通貨は1つでよい〉と云った平和の思想家でもあるのです。

私たちは、人権をどう考えているかも問い直されねばなりません、すべての人間が人権の主体であることは今や当然であり、その前提のうえで、子どもは子どもであるという、その子どもの権利が大事なのだということなのです。その子ども時代の権利の視点というのは、実は青年期の権利の視点につながり、老人の権利の問題をどう考えるかということにもなっていく。人権人権と言うだけではなく、人間とは何かと問い直せば、人間は子どもであり、老人であり、あるいは障害を持った人間である。〈それぞれの存在に即して必要と要求〉があるはずで、それを権利として認める。子どもの権利の視点もそのなかにあり、子どもの権利、老人の権利の全体が「人権」なのだと私は考えているわけです。人権を豊かに捉え直す。人間とは何かという問いの中で、子ども

時代の権利、成人の権利、老人の権利、それらを含めて人権全体があるのだということです。とりわけ子どもの権利は、子ども時代の権利が侵された場合、その後の人間としての権利も制約されてくる。そういう意味で子どもの権利は人権の基底にあるという視点を持っているわけです。さらに言えば、その子どもの権利は、親や教師の人権・権利が守られていないと護られないという関係にあるのです。その意味で子どもの権利は関係的な権利です。これを一般化して言えば、人権は社会全体の豊かな人間関係のなかでしか実現出来ないということなのです。

その上で、子どもの権利条約を参照しながら具体的に挙げれば、まずは子どもの生命・生存、成長・発達の権利、そして学びの権利、教育への権利、あそびと余暇の権利がありますね。条約12条の意見表明権は聴かれる権利、応答を求める権利で、自己主張の権利に終わってはならないのです。条約の軸である「子どもの最善の利益the best interest of the child」も、interestの「利益」という訳語は問題で、まずは「興味・関心」の意を軸に理解すべきでしょう。そして〈ストレスフルな社会と学校で、過度に競争的な人間関係のなかで、子どもの発達が歪められている〉という国連子ども権利委員会の日本政府に対しての繰り返しされる勧告は、そのような状況を変える努力が私たちにも求められているということなのです。（参照 子ども権利条約市民NGO編『国連子どもの権利条約と日本の子ども期』本の泉社2022）

子ども時代の喪失は大人と子ども、親と子、教師と生徒、子ども仲間の関係がゆがみ、崩れているということなのです。子どもの権利を守るためには、社会の人間関係も豊かでなければ、護れない、むしろそれを奪う要因にもなっているということなのです。

6 「平和への思想」を深めよう！

子どもの権利とは何かという問題は、冒頭の社会全体の問題、そして戦争の危機の中で考え直すということになるか。ウクライナ、ガザの惨劇の中で一番重い問題として子どもの問題、子どもの命が奪われている、そして孤児が増えている。そういう人たちの未来の権利も含めて、子どもの視点から平和の問題を考えなくてはいけないという非常に大き

な問題として私は考えたいと思っていますのです。つまり、子どもの権利の前提が平和なのだと。そして平和というのは戦争がないというだけの話ではない。現実の政治は戦争抑止のためだと軍事同盟の強化、軍拡予算の増大と教育予算・福祉行政の削減。教育基本法から〔そして学術会議法からも〕平和の文字が消されていく現実。しかし世界には、その現実には抗しながら、核兵器禁止条約が発効し、SDGSに取り組むもう一つの現実もある。そのなかで、それぞれの生きている人間、そして未来の世代の権利も含めて、人間的に豊かな時間と空間をどう作ることができるのか。それは自然との関係を含めて、また環境との関係を含めて考えなければならない。平和の問題もそこまできているのです。気候危機の問題というのが、また特別な問題として出ているのではなく、我々が平和の問題を考える場合に環境の問題を考えなくてはいけない。その環境は地球危機という形で現れている、本当に大きな問題になるわけです。そういう問題も視野に入れながら地球時代をどのように豊かなものにしていくかという視点で平和の問題も考えていきたいと思っているわけです。

去年、出版した『地球時代と平和への思想』（本の泉社）は、タイトルを「平和の思想」ではなく、「平和への思想」としました。なぜ「平和への思想」としたかというのと、「平和の思想」と書くと、なんとなく平和がわかっていて書いているというような懸念を持ったからです。

平和とは何か、どこまでも問い続けなければならない問題であるわけです。それは戦争がないというだけの話ではない。暴力の文化は平和の文化に変わらなければならない。日常の生活を通して平和とは何かということを考えなければいけないし、さらに子どもの平和という問題を含めて大人たちの平和を考えなければいけない。その子どもの平和を考えるならば、それは大人たちの責任として、未来世代への責任として現代世代が抱えている問題ではないか。そういう思いも含めて平和の思想を作らなくてはならない。本のなかでは、ドイツの美術家であり彫刻家のケーテ・コルヴィッツの話を引用しながら、その思想を受け継ぐ形で書いています。彼女は、第一次大戦で息子のピーターを亡くし、第二次大戦で孫のピーターも亡くすのです。戦争で息子と孫を失って、彼女は、平和とは戦争がないというだけで

はなくて、新しい平和への思想こそが求められている。‘人類’の平和の思想こそ大事だという言葉を残しています。私自身も、ケーテの言葉を受け止めながら平和への思想を深めなければいけないと思っています。

時間ですね。〈子どもの問題と平和の課題はひとつのこと〉という私の思いが伝わり、これからの教育への問題提起になったかどうか。中森さんもいらっやっています。ありがとうございました。

後記 本稿は昨年（2024年）みやぎ教育文化センター創立30周年記念のシンポジウムに招かれて話した記録（センター通信）に加筆したものです。

その設立にかかわり初代の代表を務めた中森さんは東大教育学部・教育学科・史哲コース卒業のあと中学教師になり、そして大学院で学び、宮城教育大学で「からだところ」の実践的教育学に取り組み、女子少年院で講師としてもユニークな実践に取り組みできました。

本文でも触れたように、彼は少年航空兵になった抜群の身体能力の持ち主で、敗戦後、苦悩のあと、遅れて入った東大教養学部では陸上部で活躍、東大運動会では議長役で、私は馬術部キャップとして運動会の会議に参加し、中森さんの格好良さに感心した事を覚えています。彼は教育学部に進み、私は法学部でしたが、大学院でまた一緒になった仲間なのです。宮城教育大学では地域の踊りを取り入れた身体教育、「身体と文化」の教材づくりと教育方法の実践的開拓など、宮教育大が目指す実践的教育学をつくりだす取り組みの中軸で活躍していることを喜び、交流してきました。少年院での講師実践は彼の力量と人間としての信頼があればこそと、わたしは中森さんに敬意を持ち続けてきました。私は、東大の後、中大での地域研究で、学生たちと仙台の少年院を訪問したのです。中森さんが纏めた『よみがえれ 少年院の少女たち』（かもがわ出版 2008（共著））は、中森実践の記録として、感銘深く読みました。若い研究者にもぜひ中森さんの実践的教育学に学んで欲しいと思っています。そして各地域の教育研究活動についても関心を持って欲しいと思います。（2025. 5. 3）